

始良市 人權教育・啓発基本計画



令和5年3月改訂
鹿児島県始良市

はじめに

本市では、平成27年(2015年)3月に「始良市人権教育・啓発基本計画」を策定し、本市に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる「人権尊重のまち」の実現を目指してまいりました。

しかしながら、全国的に差別や偏見を背景とした、いじめ、虐待、配偶者等からの暴力などの人権問題が依然として存在しているほか、インターネット上での誹謗中傷や災害時の人権侵害などが、社会情勢の変化に伴い新たに発生しており、人権問題は多様で複雑になってきております。

このため、本市では、一人一人の人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな始良市の実現に向けて、今後の基本的な指針となる「始良市人権教育・啓発基本計画」の改訂をおこないました。

今後も、この基本計画に基づき、人権に対する意識の向上を促すため、学校や家庭、地域社会、事業所などあらゆる場や機会を捉え、関係機関等と連携しながら、「人権意識の熟成・高揚を図り、一人一人の生き方や多様性を尊重するまちづくりを進め、人権文化が息づく『共生社会』の実現」を目指して、人権教育・啓発の取組をさらに進めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご尽力を賜りました人権教育・啓発基本計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をくださいました市民の皆様ならびに関係各位に対しまして心より感謝申し上げます。

令和5年(2023年)3月

始良市長 湯元 敏浩

目 次

第1章 はじめに

- 1 基本計画策定の趣旨・背景…………… 1
- 2 基本計画の性格…………… 2

第2章 基本計画の基本理念と目標

- 1 基本理念…………… 4
- 2 目標…………… 4

第3章 人権教育・啓発の推進

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発
 - (1) 学校等…………… 6
 - (2) 家庭・地域社会…………… 8
 - (3) 企業等…………… 10
- 2 分野別施策の推進
 - (1) 女性の人権…………… 11
 - (2) 子どもの人権…………… 13
 - (3) 高齢者の人権…………… 15
 - (4) 障がい者の人権…………… 17
 - (5) 北朝鮮当局による拉致問題等…………… 20
 - (6) 同和問題…………… 22
 - (7) 外国人の人権…………… 24
 - (8) HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権…………… 26
 - (9) 犯罪被害者等の人権…………… 28
 - (10) 性的指向・性自認…………… 30
 - (11) インターネット等による人権侵害…………… 31
 - (12) その他の人権問題…………… 33
- 3 特定職業従事者に対する研修等の推進…………… 36
- 4 総合的かつ効果的な推進…………… 38

第4章 推進体制の整備等

- 1 基本計画の推進体制…………… 40
- 2 関係機関との連携の促進…………… 40
- 3 基本計画のフォローアップと見直し…………… 40

資料

○用語解説	41
○人権年表	46
○人権に関する月間・週間	51
○世界人権宣言	53
○日本国憲法（抜粋）	59
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
○鹿児島県人権尊重の社会づくり条例	63
○始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会要綱	66

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

「第6期始良市障がい福祉計画」「第2期始良市障がい児福祉計画」に準じて、本計画においても、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

このため、本計画書では「害」と「がい」が混在する表記となっています。

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨・背景

国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以来、様々な人権に関する規約や条約が締結され、「誰一人取り残さない」社会を実現するために、私たち一人一人が人権尊重の重要性を認識し、自他ともに人権に配慮した行動をとることが、国際的な流れとなっています。平成 27 年に国連総会で採択された「[※]持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、それに含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」には人権尊重の考え方が通底しており、SDGs の達成に向け、様々な取組が進められています。

国内においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきています。平成 12 年（2000 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、地方公共団体の人権教育・人権啓発に関する各種施策について責務が定められ、その取組が求められています。

しかしながら、今もなお人権問題は日常のあらゆる場面で発生しています。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する人権問題、同和問題、北朝鮮当局による拉致問題、[※]HIV 感染者・[※]ハンセン病元患者等の人権、犯罪被害者等の人権、性的指向・性自認の偏見や差別、インターネットによる人権侵害などや災害時の人権問題、コロナ差別など、新たな人権問題も発生しています。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑化・多様化することが想定されることから、今後も人権意識の醸成・高揚を図り、一人一人の人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、今後の人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 23 年（2011 年）「人権教育・啓発に関する基本計画」（一部変更）、令和 2 年（2020 年）「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2 次改定）」を参考にするとともに、「第 2 次始良市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、令和 5 年（2023 年）「始良市人権教育・啓発基本計画」（改訂）を策定しました。

2 基本計画の性格

この基本計画は、次の性格を有しています。

(1) 人権をめぐる現状及び課題を明らかにするものであること。

女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する人権問題、同和問題、北朝鮮当局による拉致問題、HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権問題、犯罪被害者等の人権のほか、性的指向・性自認、インターネット等による人権侵害など、人権をめぐる現状及び課題を明らかにします。

(2) 人権教育・啓発施策の基本方向を示すものであること。

本基本計画に基づき、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進に取り組むこととし、本市における人権教育・啓発施策の基本的方向を示します。

(3) 人権問題の解決に資するものであること。

本市の各種施策において、人権問題を踏まえた施策を展開するとともに、人権問題に関する相談及び支援を促し、その解決に努めます。

SDGsとは『Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)』の略称で、2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されており、人権尊重の考え方がベースにあります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	<p>ゴール1「貧困をなくそう」 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>ゴール10「人や国の不平等をなくそう」 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>ゴール2「飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>ゴール11「住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>ゴール3「すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>ゴール12「つくる責任つかう責任」 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>ゴール4「質の高い教育をみんなに」 すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>ゴール13「気候変動に具体的な対策を」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>ゴール14「海の豊かさを守ろう」 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>ゴール15「陸の豊かさを守ろう」 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>ゴール16「平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>ゴール8「働きがいも経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する</p>
	<p>ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

第2章 基本計画の基本理念と目標

1 基本理念

人権とは、人が生まれながらにして持っている固有の権利であり、人間が人間らしく生き、社会を構成する全ての人々が個人として尊重され、安全・安心に生活するため、誰からも侵されない基本的な権利です。

また、基本的人権の尊重は日本国憲法の基本原理の一つとして、全ての国民に保障されたものです。

人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が相互の間において共に尊重されることが必要ですが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、一人一人が人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められます。

こうした基本認識の下に、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図り、**「一人一人の人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな始良市の実現」**に努めます。

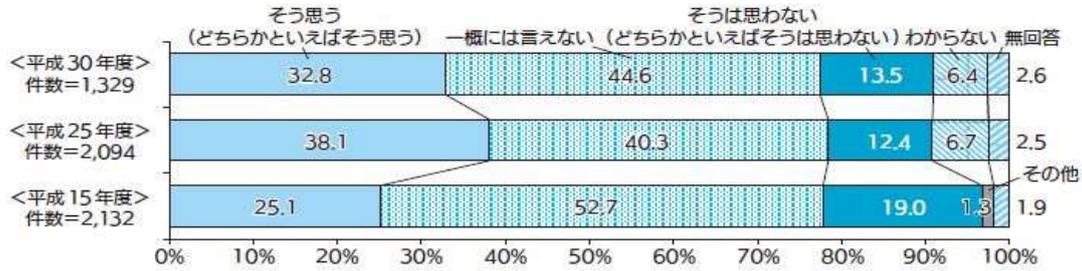
2 目標

本市の第2次始良市総合計画では「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」を基本理念とし、協働・自治の政策の中で、「一人一人の人権の尊重に向けた男女共同参画の推進」を施策の一つに位置付け、人権尊重のまちづくりを目指しています。人権に関する各種の情報提供や支援体制が幅広い分野にわたっていることから、関係機関等との連携や各種の支援体制、情報発信を総合的に行い、人権問題が発生した場合における被害者救済の体制づくりに努め、包括的な人権施策を推進していくこととします。

このようなことから、この基本計画の目標を**「人権意識の醸成・高揚を図り、一人一人の生き方や多様性を尊重するまちづくりを進め、人権文化が息づく『共生社会』の実現を目指す」**と定め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進します。

基本的人権の尊重

●今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

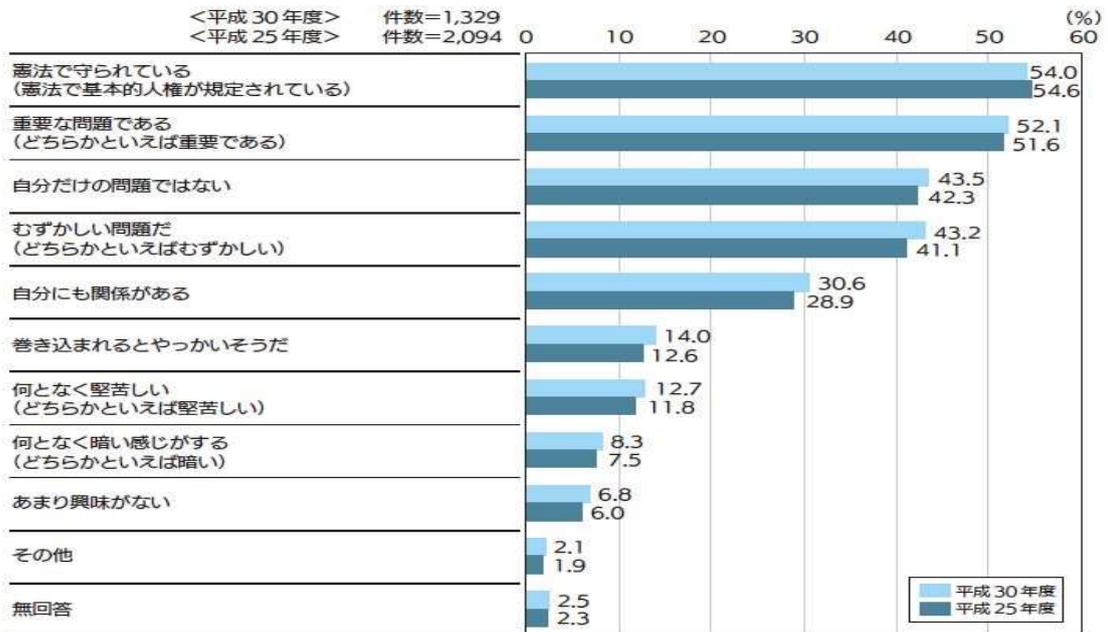


資料：平成30年度人権についての県民意識調査

基本的人権の尊重について、「基本的人権が尊重されている社会だと思う」人の割合は3割強で前回調査から低下しており、人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかになりました。

「人権」に対する印象や感想

●あなたは、「人権」について、日常生活を過ごす中でどのような印象や感想をお持ちですか。
(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

人権に対する印象や感想について、「憲法で守られている (憲法で基本的人権が規定されている)」「重要な問題である」と回答した人はともに前回調査同様約5割にとどまり、「自分にも関係がある」と回答した人の割合は前回調査からわずかに上昇したものの、約3割にとどまりました。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校等

【現状と課題】

人権教育においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることが求められます。あらゆる学習機会を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結び付け、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。各学校では、人権尊重の視点に立った授業の展開に取り組んでいます。

しかし、児童生徒の人権に関する知的理解が、実践や行動まで結びつかない状況も見られることもあることから、人権教育・啓発を更に充実させていく必要があります。

また、人権教育に関する研修会の充実を図るために、様々な人権課題を踏まえた内容の設定や研修形態の工夫などを行う必要があります。

【施策の方向性】

児童生徒一人一人が、その発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育・啓発に努めます。一人一人の人権が守られ、生き生きと生活することができるようにするために、児童生徒の人権尊重精神の育成を図ります。教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育を推進するために、参加型・体験型の学習を授業に取り入れるための実践的な教職員研修に取り組みます。

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するときに生じる)

人権に関する知的理解

(以下の知識的側面の能動的学習で
深化される)

知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等

関連

人権感覚

(以下の価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められる)

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
- ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 等

技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容するための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
- ・人間関係のゆがみ、※ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 等

関連

関連

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級

(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

資料：文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」

(2) 家庭・地域社会

【現状と課題】

家庭は、全ての教育の原点であり、子どもに豊かな情操や思いやり、生命を大切に
する心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。また、
家庭の中で、それぞれが個として尊重されることにより、自分がかげがえのない存在
であることを認識し、安全・安心を実感できることが必要です。しかし、子どもや配
偶者、高齢者、障がいのある人への虐待や暴力、子どもの非行・不登校、貧困など、
家庭が抱える問題は多様化・複雑化しており、自ら解決することが困難でありながら、
相談機関や周囲に支援を求めることができないでいることがあります。育児や介護の
悩み、孤立が、家族に対する暴力や虐待の一因になることもあります。そのほか、課
題を抱えた家庭の教育力の低下が、子どもの社会性や自立心の育成を妨げているとい
う現状もあります。

地域社会は様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成
員としての自立を促す大切な場です。地域には、様々な人々が生活する中において、
表面化しにくいところで高齢者、障がい者、女性等の人権問題が存在しています。さ
らに、社会情勢の変化に伴い、地域社会の連帯意識やつながりが希薄になっている傾
向があり、生活上の必要な支援が届いていない人がいます。

家庭や地域社会における人権意識の涵養を図るために、学習機会を確保し、相談し
やすい体制や支援を受けやすい体制を充実させ、地域との交流の機会を提供するこ
とが必要です。

本市では、家庭・地域における人権教育の推進を目指し、家庭教育学級、成人学級
等で、保護者や地域住民への人権教育に関する学習機会の提供をしています。

【施策の方向性】

家庭における人権教育を推進し、偏見や差別心のない子どもを育むために、家庭教
育学級等において、保護者への学習機会の更なる充実や情報提供など家庭教育の支援
に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談や家庭内での暴力・
虐待などを未然に防ぐため、学校や地域、関係機関との連携を一層強め、見守り活動
や相談体制の充実にも努めます。さらに、これらの業務を担う関係機関職員等の資質向
上を図るための研修を充実させ、家庭教育機能の支援の強化に努めます。

地域社会においては、一人一人が地域社会の一員として地域活動・まちづくりに参画し、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、地域住民への学習機会を提供するとともに、相談しやすい体制や支援を受けやすい体制の充実を図ります。

(3) 企業等

【現状と課題】

企業等においては、その企業活動・営業活動等を通じ、地域の雇用の場を確保するなど、地域社会に深く関わるとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、[※]重大な責任を担っています。

現在、企業等の社会的責任（CSR）への関心はますます高まり、それぞれの状況[※]に応じた取組が行われていますが、障がい者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内の様々なハラスメント防止[※]、派遣労働者の待遇改善等、多くの課題が存在し、法令遵守（コンプライアンス）や情報公開に関する社会的要請が高まっています。

国は、昭和61年（1986年）に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律として「男女雇用機会均等法」を制定し、令和2年（2020年）6月には、国のハラスメント対策の明記[※]やパワーハラスメント[※]、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化などの改正を行いました。

また、平成28年（2016年）4月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。令和4年（2022年）4月の改正において、一般事業主行動計画の策定を、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大され、情報公表の強化等が義務付けられました。

企業等に対する、人権教育・啓発の取組についても、人権を尊重した経済活動が、企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識を深めるために、これまで以上に関係機関との連携が求められます。

【施策の方向性】

人権尊重の立場に立って、一人一人が安全で安心して働くための雇用・労働条件、安全衛生などの、就労環境の整備や障がい者の法定雇用率の達成、職場内の様々なハラスメント防止、派遣労働者の保護、個人情報の適正管理などを実践し、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう様々な人権問題に関する職場内研修の実施や啓発資料の提供などの支援に努めます。また、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った関連施策を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られるよう、啓発や環境の整備を推進します。

2 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

【現状と課題】

日本国憲法では、すべて国民は法の下に平等であつて、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないとするとともに、家族に関する両性の本質的平等について規定しています。しかし、女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進歩が見られるものの、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く、社会的に弱い立場に置かれる女性への暴力や雇用の不安定な現実など、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっています。昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、女性差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催などに加え、平成27年(2015年)国連において、持続可能な開発目標(SDGs)が定められ、持続可能な世界を実現するための17の目標の一つに、「[※]ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の[※]エンパワーメントを行う」と人権とジェンダーの視点が示されています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取組が進められてきており、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、女性に対する暴力に関しては、平成12年(2000年)11月に「[※]ストーカー行為等の規制に関する法律(ストーカー規制法)」、平成13年(2001年)10月に「[※]配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。

なお、DV防止法については、平成19年(2007年)に改正され、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画の策定などが盛り込まれました。

平成30年(2018年)5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、公布・施行されました。

本市においては、平成31年(2019年)3月に「第2次始良市男女共同参画基本計画」「第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会促進のための施策や配偶者等からの暴力をゆるさない社会づくりを推進してきました。

ここでは、「女性の人権」を個別に取り上げていますが、男性もまた、男性であるがゆえの生きづらさや困難を抱えることもあります。性別に起因する人権問題の社会的解決を図る上で、人権の視点で両者の理解を深めることが重要です。

各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、固定的役割分担意識が根強いいため、様々な面での男女共同参画を阻害する要因になっています。男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図る必要があります。

【施策の方向性】

男女が共に社会の対等な構成員として、お互いに責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的役割分担意識の解消や男女平等教育・男女共同参画に関する学習の提供を行います。

また、男女を問わず、あらゆる暴力は、人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではないという認識を広めるため、研修や広報啓発活動を推進します。

さらに、あらゆる場面での性差別等の相談体制を整備し、相談者への助言や情報提供などを行い、必要に応じて、関係機関との連携を強化し被害者の保護や自立支援に取り組めます。

(2) 子どもの人権

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、家族構成の変化等で家庭での教育機能の低下が指摘されています。その結果、子ども同士の触れ合いの機会が少なくなり、自主性や社会性に欠ける状況をもたらしています。また、地域住民同士の交流や触れ合う機会が少なくなり、地域全体で子どもを育て見守っていくという意識が薄れてきています。

※
このような状況の中で、全国的には、児童虐待、家庭内暴力、少年非行による問題行動、いじめや体罰による学校での暴力行為、不登校の問題、薬物乱用の低年齢化、援助交際や児童ポルノ等の商品化、子どもを狙った無差別な暴力事件など子どもの人権を侵害する深刻な事件が多発しています。

特に、児童虐待については、国において、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が制定されました。

また、インターネットの普及による子どもを取り巻く環境の変化にも対応し、平成11年（1999年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成26年法律名改正）」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）が制定されました。

いじめについては、それ自体が深刻な人権侵害行為であるとともに、それが原因となって不登校や自殺に至るなど重大な人権問題であるため、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

子どもの貧困については、平成26年（2014年）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、県では、「子どもの貧困対策計画」を策定し、貧困の連鎖によって子ども達の将来が閉ざされることがないように、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援に取り組んでいます。

以上のことから、子ども自身が自分を含め誰もがかげがえのない存在であることを理解し、自他との違いを個性として認識できる人に成長していく環境づくりを推進する必要があります。

本市においては、平成24年（2012年）に国が制定した「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、

次代の社会を担う子どもたちや子育て中の家庭を支援していくことに取り組んでいます。

【施策の方向性】

子どもの意思が尊重され、権利が保障される環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人に成長するよう支援します。

特に、深刻化する児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。本市では、養育支援を必要とする家庭について、学校や保育所、幼稚園等と連携し子ども相談支援センター「あいぴあ」を通じて早期に把握することにより、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めております。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組んでいます。今後も、これまでの取り組みを継続して実施し、児童虐待の防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。

また、子育て家庭の孤立や子育ての負担感等が、児童虐待の要因の一つとなり得ることから、地域や社会全体で子育て家庭を包括的に支援する体制づくりの構築に努めます。

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国の高齢化は、出生率の低下や平均寿命の伸びを背景に急速に進展しています。このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加していることで、地域社会から孤立したり、認知症を発症した高齢者が消費者被害に遭うなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の減少による住民同士の関係性の希薄化など、高齢者が抱える課題の多様化が指摘されています。

平成12年（2000年）に高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして「介護保険制度」が創設され、高齢者を取り巻く環境は年々変化しています。

本市の65歳以上の人口は、24,445人となり（令和4年4月1日現在）、高齢化率は31.4%と3人に1人が65歳以上という状況であり、高齢化や核家族化が加速し、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。また、社会的つながりの希薄化や心身の虚弱化などにより、外出する機会も減るなど、地域や社会から孤立する高齢者も少なくありません。令和3年（2021年）3月には「始良市第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、各種の高齢者施策を推進しています。高齢者が生活の質の維持・向上を図り、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現が求められています。

【施策の方向性】

高齢者が地域社会の一員として健康で生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができるよう長年培った知識や経験を活かせる機会を提供するとともに、社会参加への意欲向上と生きがいを持った豊かな生活を目指せるよう、就業機会の確保に努めます。

さらに、高齢者やそのご家族を支える機関として、地域包括支援センターにおいて、地域包括ケアシステムの進展を図るために、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする高齢者の早期発見や多様な課題の解決に導くためのネットワークの充実に努めるとともに、高齢者が抱える困りごとなどについて相談がしやすい体制整備を図りつつ、広報紙等による相談窓口の周知を継続して行っていきます。

また、認知症に対する理解を深め、お互いが支え合うまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症等により判断力が十分でない高齢者等の権利を擁護することにつながる「成年後見制度利用支援事業」[※]等に係る施策の推進を図り、訪問販売や通信販売等による消費者トラブルの相談対応窓口の充実、被害防止のための啓発活動に努めます。

高齢者虐待の防止及び対応については、高齢者の尊厳を保持し、権利利益の擁護を目的に関係団体等と連携し、ケースに応じて適切な措置が図られるように努めます。

(4) 障がい者の人権

【現状と課題】

国では、「国際障害者年」を契機に、平成5年(1993年)に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、その基本的理念を示しています。

平成16年(2004年)6月「障害者基本法」が改正され、従来の「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日～9日)へと拡大されました。「障害者基本法」に基づき、平成30年(2018年)3月に策定された「障害者基本計画(第4次)」では、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策と計画的な推進が盛り込まれています。平成17年(2005年)に施行された「発達障害者支援法」では、行政の責務として、発達障がいのある人が、その発達障がいのために権利・利益を害されることがないように、権利擁護のために必要な支援を行うことが規定されました。平成24年(2012年)には、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成25年(2013年)4月には「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。

また、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的に、平成28年(2016年)不当な差別的取り扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

県においても、平成26年(2014年)に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、障がいを理由とした不利益な取扱いの禁止や社会障壁の除去のための合理的配慮の実践を通して、共生社会の実現を目指しています。

また、平成30年(2018年)3月に「鹿児島県障害者計画」を策定し、障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進や情報通信における情報アクセシビリティの向上など様々な取組を行っています。

さらに、平成25年に施行された「障害者総合支援法」に基づき、令和3年(2021年)3月に「鹿児島県第6期障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が自立した日

常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的かつ計画的にサービスの提供体制の確保を図ることとしています。

本市においては、平成30年（2018年）3月に「第2次始良市障がい者計画」、令和3年（2021年）3月に「第6期始良市障がい者福祉計画」「第2期始良市障がい児福祉計画」を策定しており、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁の除去を目標としています。

今後も様々な広報媒体や行事を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障がいのある人についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障がいのある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。生まれながらにして障がいのある人、事故や病気等で障がい者となった人など、誰もが障がい者となる可能性があり、障がいや障がいのある人に対する理解とノーマライゼーションの理念を全ての市民が認識できるよう、教育の推進と啓発・広報活動を促進するとともに、障がいのある人にとって、やさしい住みよいまちであるために、市全体の[※]バリアフリー化を目指します。

また、障がいのある人の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの適正に即した雇用機会の確保、及び就労環境の整備を推進するためには、事業主等の理解と協力も必要となるため、各種雇用支援制度の活用や職業訓練に関する情報の啓発・広報に努めます。

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営んでいくためには、本人の利益が損なわれないよう法的な支援が必要です。日常生活においては、年金の受給手続、施設入所の福祉サービス利用のための契約締結、相続の承認、放棄など様々な重要行為を行う場面があることから、成年後見制度などの利用促進を図ります。

判断能力の程度によっては成年後見制度に限らず、市社会福祉協議会が実施している[※]福祉サービス利用支援事業を活用できるよう、相談支援事業所からの制度紹介や手続きのサポートなど支援体制を充実していきます。

障害者虐待の防止及び対応については、虐待に関する知識等の普及・啓発を推進し、虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりや虐待の相談体制の充実に努めます。

そのため、本市では平成 31 年 4 月に、地域における障がい者相談支援の中核的な役割と虐待防止センターの役割も兼ねた、障害者基幹相談支援センター「あいか」を設置しました。

障がい者が一人の人間として尊重され、また、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指し、障がい者の自立と社会参加の促進を支援します。

(5) 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、かたくなに否定し続けていましたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認めて謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。政府は、平成22年（2010年）までに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

国では、平成17年（2005年）の国際連合総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。また、平成23年（2011年）には、「人権教育・啓発基本計画」が一部変更され、各人権課題に対する取組に「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わりました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

県においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成18年（2006年）10月に、県庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制を整えています。

本市においては、平成18年6月に新潟県を事務局として発足された「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に参加するとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

には、拉致問題等の早期解決に向けて、パネル展示、ブルーリボン運動、募金及び署名活動などの取組を行っています。

拉致問題等については、その解決には市民一人一人の声が大きな力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、啓発活動の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

市民一人一人に対し、拉致問題等について正しい理解と認識を深めるための取組を推進し、国及び関係自治体と連携、協力し、拉致問題等に関する情報の把握、提供、被害者及び被害者の家族の支援に努めます。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めるとともに、広く市民に対する教育・啓発活動を推進していきます。

(6) 同和問題

【現状と課題】

昭和40年(1965年)の同和対策審議会の答申では「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国民の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」やその後制定された法律に基づき、関係諸施策が積極的に推進されました。

劣悪な生活基盤の整備により、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、平成14年(2002年)3月末を持って特別措置は終了し、一般施策へと移行しました。

しかし、現在も、結婚にかかる問題、住宅購入等に当たっての土地差別、企業における不適切な採用選考が存在しています。

また、個人情報をも不正に取得する事件やインターネット上で差別を助長するような悪質な内容が書き込まれる事案も発生しています。このような状況を踏まえ、平成28年(2016年)に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

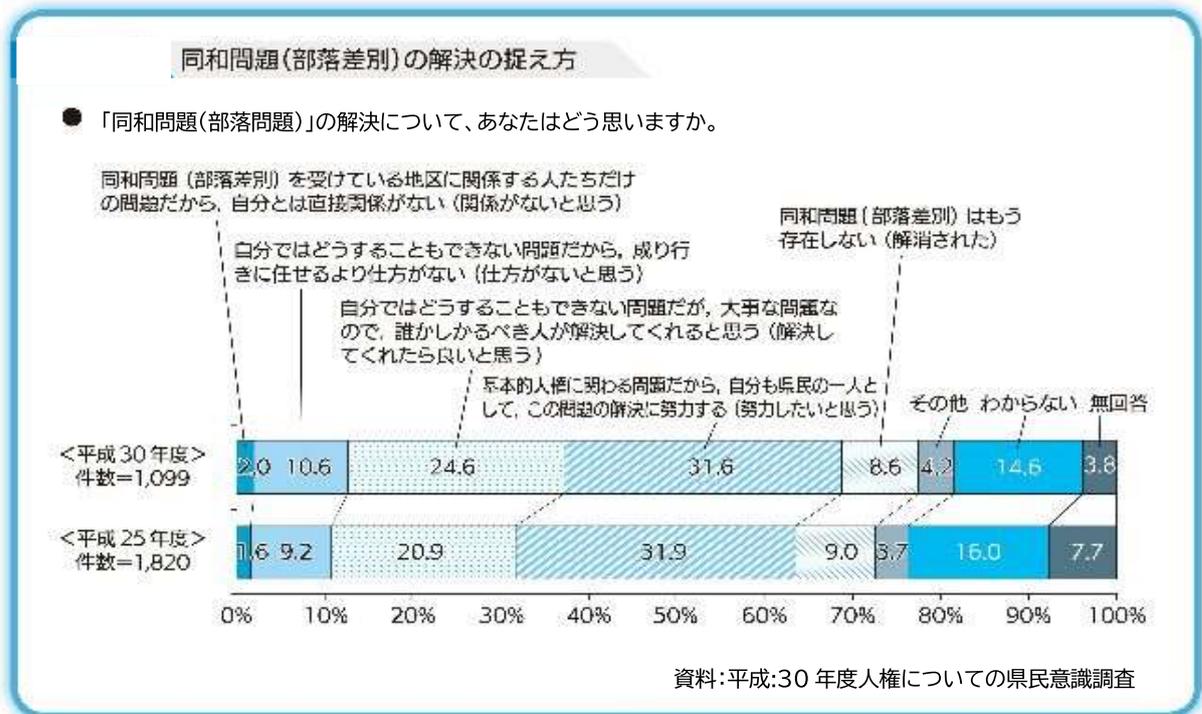
同和問題の解決に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と、これまでの手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

なお、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄附金を強要したりするなどの「えせ同和行為」があり、そのような行為が同和問題への偏見を助長し、その解決を阻む要因の一つとなっています。

【施策の方向性】

市民一人一人が、同和問題について人権尊重の理念を持つことが必要です。同和問題に対する正しい理解を深め、歴史の過程においてつくり出された身分制度への非合理的な因習的意識を改め、それを克服できるよう、これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、同和問題解決の阻害要因の一つとなる「えせ同和行為」排除に向け、企業等からの相談に対して、県や法務局と連携し、関連機関や企業等との間で情報共有・提供に努めます。



同和問題(部落問題)の解決について、「自分も解決に努力する」と回答した人が3割を超えて最も多いものの、「誰かしかるべき人が解決してくれる(解決してくれたらよい)」「成り行きに任せるより仕方がない」を合わせると約3.5割の人が自力で解決できないものと捉えていました。

(7) 外国人の人権

【現状と課題】

我が国では、在住外国人の増加に伴い、在住外国人に対する就労差別、言語、習慣、文化等の違いに起因する差別的取扱い、歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人等をめぐる問題等、様々な人権問題が生じています。これらの問題は、国民の理解が進み着実に改善されつつありますが、いまだ不十分な状況にあります。グローバル化・[※]ボーダレス化（無国境化）の進展は、地域社会のあらゆる分野に大きな影響を与えていますが、同時に、地域社会の一員として生活できる環境の整備はますます重要になってきています。

平成 18 年（2006 年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における国際化の一層の推進を深めました。さらに平成 31 年（2019 年）4 月から新たな在留資格として創設された「特定技能」制度の運用が開始されました。

一方、特定の民族や国籍の人々を排斥したり、危害を加えようとしたりするヘイトスピーチを含むデモや集会、街頭活動に対処するため、平成 28 年（2016 年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。しかしながら、インターネット上では差別的な書き込みが後を絶たないなど問題は残っています。

本市に住民登録している外国人数は、（令和 4 年 4 月 1 日現在）399 人、アジア諸国を中心に 28 か国となっており、市内事業所への外国人労働者や実習生も増加しています。

また、第 2 次始良市総合計画の施策の方向性に『市民や市民団体が行う国際交流事業を支援するとともに、児童・生徒などを対象とした国際交流事業や体験等を支援することにより、国際感覚を持った若者を育てていきます。』と掲げており、多文化共生社会において、国際交流活動等により、相互交流や地域住民と外国人との交流を図り、文化の違い、偏見や差別意識の解消を推進してきました。今後とも、市民や各種団体等との連携を図りながら、国際化の潮流に即した事業を、総合的・多角的に展開することが求められています。このような動向を踏まえ、今後も外国文化や生活習慣を理解するための場を提供する必要があります。

【施策の方向性】

異なった言葉や習慣、価値観を持つ人々の文化を理解することは、一人一人が、同じ地球に暮らす一員としての意識をもつことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせるよう、国際交流団体や企業と連携し、地域社会づくりを推進します。また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会における国際理解教育を推進します。

(8) HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権

【現状と課題】

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特に[※]エイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻で、世界保健機関（WHO）は、昭和63年（1988年）に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るため啓発活動を実施しています。

このHIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせ、症状を緩和させることが可能になっています。しかし、正しい知識や理解の不足から、医療機関の診療や福祉施設の入所を拒否されることが今も起きています。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13年（2001年）にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られ、令和元年（2019年）「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が改正され、同法前文には、家族についても「地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。」と明記されました。しかし、今だ、根深い差別や社会的偏見も続いています。

このような状況を踏まえ、今後も正しい知識を広く普及させることが必要です。

【施策の方向性】

「世界エイズデー」（12月1日）及び、「ハンセン病を正しく理解する週間」（6月22日を含む日曜日からの1週間）を中心に、H I Vやハンセン病に対しての正しい知識の普及やH I V感染者・ハンセン病元患者への差別、偏見をなくすために、関係機関と連携し、広く市民に対する教育・啓発活動に努めます。

(9) 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための施策が進められています。

犯罪被害者等は、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的負担や経済的な負担、近隣の噂話や中傷、一部マスメディアによる過剰な取材や報道による二次被害により、精神的苦痛にさらされがちです。

その中でも、性暴力の被害においては、身体的影響だけでなく精神的な影響も大きく、周囲の無理解により二次被害を受けることもあり、被害が潜在化する傾向にあります。このような状況に対応するため、被害者を支援する各種制度の拡充や公費負担制度の運用開始など、社会全体で犯罪被害者等を支援していこうとする取組が進められています。

平成12年(2000年)に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定や刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正など一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成16年(2004年)には、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成20年(2008年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されました。

県では、令和3年12月に「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年3月に「鹿児島県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び生活の再建を図るための取組を行っています。

本市では、平成22年3月に「始良市安全・安心まちづくり条例」を制定し、「始良市安全安心なまちづくり施策」において、犯罪被害者等に対する配慮として、支援要望に基づき、犯罪被害者支援センター等関係機関を紹介するなどの適切な支援活動を行うことを定めているが、支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化が求められています。

【施策の方向性】

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、様々な方法で市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

そして、犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、法務局、警察など、関係機関と連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

(10) 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念で、性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。人の性のあり方は様々で、その多様性は尊重されるべきですが、性的指向による同性愛や両性愛などの人、心の性（性自認）と身体の性が一致しない人などが、偏見や差別を受け、学校生活や社会生活を送る上で、大きな苦痛や困難を抱えている状況があります。平成16年（2004年）に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、特定の条件を満たせば、家庭裁判所で法令の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更することが可能となりました。平成20年（2008年）に、変更要件の一部が改正されましたが、依然として、性別変更のハードルが高い現状です。

平成27年（2015年）、各都道府県や指定都市の教育委員会などに向けて、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という通達が出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実を求めています。今後も、性の多様性について、正しい理解を深めることが求められています。

【施策の方向性】

性の多様性についての正しい理解を深めるため、広報・啓発の促進を行います。また、各種公的書類の性別記載欄などについて、性自認等に配慮した見直しの検討を行うなど、性的少数者であることにより複合的に困難な状態にある一人一人の多様な状況に配慮した対応に努めます。

(11) インターネット等による人権侵害

【現状と課題】

パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の情報・通信手段が発達し、高度情報化社会が進む中、誰もが容易にソーシャルメディア等(SNS等や動画共有)を利用でき、生活の利便性が向上していく一方、インターネットの特性である匿名性や情報が瞬時に広範囲に伝わる拡散性を悪用し、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現の掲載、プライバシーの侵害が増加しています。このような被害を防ぐため、平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利が侵害された被害者はプロバイダやサーバの管理者等に発信者の情報を開示させる権利が与えられました。

また、青少年のインターネット利用が増加する中、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれるケースが発生していることから、平成21年(2009年)に事業者へ有害情報閲覧を制限するフィルタリングサービスの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)、平成26年(2014年)にリベンジポルノへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)が制定されました。さらに、子どもを犯罪から守るために、県においても「青少年保護育成条例」を制定し、その中で、保護者がフィルタリングサービスを利用する責務を明記し、携帯電話事業者等に、青少年が利用する携帯電話を販売する際のサービス利用に関する書面の交付等を義務付けるとともに、県民が青少年に対して自撮りの提供を求める行為を禁止しました。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、被害者を適切に支援することが必要です。インターネット等を利用する一人一人に対して、個人のプライバシーや名誉、情報モラル[※]について正しい理解を深める教育・啓発の推進が求められています。

【施策の方向性】

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう、法務局、警察など、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

また、インターネット等を利用する一人一人が、そこから得られる情報を安全に利用できるよう情報モラルと[※]メディアリテラシーを養うための啓発・情報提供に努めます。

(12) その他の人権問題

① 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族については、偏見や差別は根強く就労に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のあるうわさの流布などの問題があり、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。出所後、適切な支援を受けられないまま再び罪を犯す人もいます。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とし、平成28年(2016年)「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年(2017年)に「再犯防止推進計画」を策定しました。

たとえ、罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくれば一市民です。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の意思とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の人々の理解と協力が必要です。

自立を支援する「保護司会」や犯罪や非行をした人を雇用し立ち直りを助ける「協力雇用主会」など、関係機関の活動を支援し、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別をなくするための啓発活動に努めます。

② 生活困窮者

我が国では、バブル崩壊後、リーマンショックの影響を受け、雇用環境の悪化や所得の低下などにより経済的困窮に陥る人が増加しました。生活困窮世帯で育つ子供の多くは就学や進学、就職に困難を抱え、それによって貧困が世代間で連鎖することや[※]ヤングケアラーなど深刻な課題が浮上しています。

また、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行も問題になっています。生活困窮者を早期発見し、相談対応や自立支援を行うために、関連機関や民生委員等と連携を取り、重層的な支援を進めていきます。

③ 人身取引

人身取引は、性的搾取や強制労働を目的として行われる重大な犯罪であり、深刻な人権侵害です。被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復は非常に困難です。特に、女性や子どもが被害者になる場合が多く、日本における人身取引は、主に、売春・風俗、児童ポルノ、アダルトビデオ出演強制などの性的搾取が目的と言

われています。また、海外出身の日本滞在者が劣悪な条件で労働をさせられることも起きており、日本は人身取引の受入国にならないよう厳しい対策が求められています。

国連は、平成 26 年(2014 年)に 7 月 30 日を「人身取引反対世界デー」と定め、国においても同年に、「人身取引対策行動計画 2014」を策定し、関係省庁が一体となって取り組んでいます。

④ 災害時の人権問題

平成 23 年(2011 年)の東日本大震災をはじめ、全国で発生した大規模な震災や水害の被災地では、特別な支援を必要とする高齢者や障がい者、外国人、傷病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者へ配慮が行き届かない状況の中で、特に女性や子どもの安全・安心が確保できないことが問題になりました。

避難所によっては、生活必需品の不足のほか、男女別のトイレや女性用更衣室、授乳室、男女別の洗濯物干し場が設置されていなかったり、母子避難スペースが確保されていなかったりする避難所もあり、性犯罪の危険性も指摘されました。食事の準備や清掃、復旧作業なども、固定的性別役割分担意識が見られました。また、被災地への様々な風評被害や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせ、子どもへのいじめなどが社会問題となりました。

このため、平時から市民一人一人が災害について考え、備えることはもとより、弱者への配慮や差別の防止についても自らのこととして捉えて行動できるよう、各機関や団体、自主防災組織等と連携しながら防災訓練・出前講座等を実施し、更なる啓発に取り組めます。

⑤ アイヌの人々に対する差別

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・催事、多くの口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化をもっています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等で、その文化が抑圧されたことにより、十分な保存・伝承が図られず、様々な偏見や差別を受けることになりました。

アイヌの人々が先住民族として民族の誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、令和元年(2019 年)「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ新法)が施行されました。

⑥ 様々な人権問題

これらの他にも、令和2年（2020年）に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、また、医療関係者、ソーシャルワーカーなど、新型コロナ対策のため尽力している人々にまで差別や偏見を生み、感染拡大による社会経済の混迷は、国内外で様々な人に深刻な影響をあたえました。その他、感染症の一つである、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）は、九州、沖縄にキャリアが多いとされており、県や市では母子感染予防やその支援に取り組んでいますが、キャリアに対する偏見が存在していると言われていています。

また、世界では、いまだ戦争や民族紛争、迫害等の深刻な人権侵害が存在し、世界中で人権を侵害され、命の危機にさらされている人がいます。誰一人として人権を侵害され、平和な日常を奪われることがないよう、人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

3 特定職業従事者に対する研修等の推進

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人一人が知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるように研修等を実施し、職員の人権意識の高揚に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、子どもの発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。そのために、人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育に関わる多様な指導方法をもって展開する研修に取り組みます。また、協働・体験型の研修を行うなど研修会の工夫にも努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくよう研修等の充実に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・[※]コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療・保健関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実に支援します。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、生活相談などに直接関わっていることから、常にプライバシーや人権に対する深い理解と認識とともに人権に十分配慮した行動が求められています。

このため、福祉施設等に対し、各職場での人権教育・啓発に関する研修等の充実に支援します。

(5) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、マスメディア関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められています。このため、マスメディア関係者に対し、人権に関する情報提供を積極的に行います。

4 総合的かつ効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関や団体との連携、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、インターネットの活用にも努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人一人が、日常生活の中で人権問題に関心を持てるよう、家庭、学校、地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、社会奉仕体験活動や高齢者、障がい者との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 連携の促進

様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、本市各関係部課相互の緊密な連携に努めます。また、家庭、学校、地域社会、企業等及び各種関係機関や団体と人権教育・啓発についての連携を促進します。

(3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、発達の段階や地域の実情に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。

家庭、学校、地域社会での人権教育の推進については、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者、子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極的に活

用するとともに、憲法週間（5月1日～7日）、人権同和問題啓発強調月間（8月）、人権週間（12月4日～10日）などの各種月間・週間に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。また、児童生徒が人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる参加型体験学習等を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫します。

また、人権擁護委員が携わる啓発活動としては、小学生を対象とする人権の花運動、[※]小学生及び中学生を対象とする人権作文コンテストやこどもの人権SOSミニレター、子どもから大人までを対象にした人権教室、人権に関わる各種週間の街頭啓発が多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

（4）人材の育成

学校、地域社会並びに企業等で人権教育・啓発に当たる教職員や指導者の資質・指導力の向上など人材の育成を図ります。

（5）相談体制の充実

人権問題の相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等の関わりがあることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携・協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

第4章 推進体制の整備等

1 基本計画の推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育・啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図るため、市民生活部を中心に、関係部課等と緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。また、関係部課等においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に実施します。

2 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、国、県、市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。特に、人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている霧島人権擁護委員協議会や霧島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

さらに、NPO等による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を図ります。

3 基本計画のフォローアップと見直し

この基本計画の推進に当たっては、施策の実施状況を定期的に点検し、その結果が今後の施策に反映されるよう進行管理を行い、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

資 料

用語解説

あ行

インフォームド・コンセント

「医師は患者に病状を十分に説明し、その処置には患者の同意が必要だとする考え方」。患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

HIV・エイズ

HIV とはヒト免疫不全ウイルス。HIV は感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV 感染による免疫力の低下は、ゆっくりと進行し、いわゆるエイズ（AIDS 性免疫不全症候群）の発症までには平均 10 年以上かかると言われる。医学の進歩により、エイズが発症する前に HIV 感染を知り、適切な治療を継続すれば、感染症前と変わらない生活を送ることができる。

NPO

Non Profit Organization の略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

エンパワーメント

個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し湧き出させること。能力開花。

か行

霧島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

法務省鹿児島地方法務局霧島支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的とする組織。

グローバル化

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人との平等を基礎として、人権及び基本的自由を享有し、又は行使することができるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くための個別の変更や調整。

さ行

児童虐待の定義(厚生労働省)

○身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど。

○性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。

○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティック・バイオレンス) など。

ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別の事で、男性と女性の役割の違いによって生まれる性別。

ジェンダー平等

一人一人の人間が、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標、実施手段、フォローアップ・レビューで構成。持続可能な開発目標が中核。

社会的責任(CSR)

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任。

情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特にインターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。

人権の花運動

花の種子、球根などを児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想をはぐくみ、情操をより豊かなものに

することを目的とした運動。この運動は、昭和 57 年（1982 年）の開始以降、法務省が、実施する市区町村を指定して実施していたが、平成 7 年度（1995 年度）からは全国で実施されている。

人権文化

日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいう。

ストーカー行為

特定の者に対する好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや待ち伏せ、面会、交際の強要、連続した電話や FAX、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

ステレオタイプ

ものの見方や考え方、行動などが型にはまっていること。ワンパターン。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所により選定された後見

人や任意後見人等が、本人を代理して法律行為の一部を行う事で、その成人を保護・支援する制度。成年後見制度には家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見と、本人が判断能力が十分であるうちに自ら後見人を選び委任契約を結んでおく任意後見がある。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など様々な生活の場で起こり得る。

ソーシャルメディア

SNS、ブログなどインターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

た行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者、またはあった者から、振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけではなく、怒鳴る、無視するなど、精神的暴力・交友関係を監視するといった社会的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性暴力など、様々な形態がある。

な行

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

バリアフリー

高齢者や障がい者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など

生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。高齢者や障がい者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

福祉サービス利用支援事業

判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。治療方法が確立している現在では、早期発見と早期治療により完治する病気である。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合のこと。

ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

ま行

メディア・リテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

や行

ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などを、大人と同程度の負担で長期間日常的に行っている子ども。

人権年表

年 号	内 容
明治4年(1871年)	「解放令」公布
明治23年(1890年)	「大日本帝国憲法」施行
明治32年(1899年)	「北海道旧土人保護法」施行
明治40年(1907年)	「癩予防ニ関スル件」公布
大正11年(1922年)	「水平社宣言・綱領・決議」制定
昭和6年(1931年)	「癩予防法(旧法)」公布
昭和10年(1935年)	国立療養所星塚敬愛園 開設
昭和18年(1943年)	国立療養所奄美和光園 開設
昭和22年(1947年)	「日本国憲法」施行
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」採択 「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行
昭和24年(1949年)	「人権擁護委員法」施行
昭和25年(1950年)	「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「精神衛生法」施行(1987年から精神保健法)
昭和26年(1951年)	「児童憲章」制定
昭和28年(1953年)	「らい予防法」制定・公布
昭和31年(1956年)	「国際連合」加入
昭和33年(1958年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
昭和35年(1960年)	「障害者雇用促進法」施行 「同和対策審議会」設置 「精神薄弱者福祉法」施行(1999年から知的障害者福祉法)
昭和40年(1965年)	同和対策審議会答申
昭和41年(1966年)	「国際人権規約」採択 「雇用対策法」施行
昭和44年(1969年)	「同和対策事業特別措置法」施行(10ヵ年、その後3年延長)
昭和45年(1970年)	「心身障害者対策基本法」施行
昭和46年(1971年)	「高年齢者雇用安定法」施行
昭和50年(1975年)	「国際婦人年」・「第1回国際婦人年世界会議」開催
昭和51年(1976年)	「国際婦人の10年」(~1985年)
昭和53年(1978年)	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
昭和54年(1979年)	「国際児童年」・「女性差別撤廃条約」採択
昭和55年(1980年)	「第2回年世界女性会議」開催
昭和56年(1981年)	「国際障害者年」 「犯罪被害者等給付金支給法」施行 「障害者の日」設定 「今後における同和関係施策について」(同和対策協議会意見具申)
昭和57年(1982年)	「地域改善対策特別措置法」施行

年 号	内 容
昭和58年(1983年)	「国連・障害者の10年」(～1992年)
昭和59年(1984年)	「今後における啓発活動の在り方について」(地域改善対策協議会意見 具申)
昭和60年(1985年)	「第3回世界女性会議」開催 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
昭和61年(1986年)	「男女雇用機会均等法」施行
昭和62年(1987年)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行、1997年一部改正、2002年失効
昭和63年(1988年)	WHO「世界エイズデー」制定
平成元年(1989年)	国連「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「エイズ予防法」施行
平成2年(1990年)	「国際高齢者デー」制定
平成3年(1991年)	「今後の地域改善対策について」(地域改善対策協議会意見具申) 「公営住宅のバリアフリー化事業」開始 (新築・建替時等の住戸内段差解消、共用階段手すり設置)
平成5年(1993年)	世界人権会議「ウィーン宣言」採択 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行
平成6年(1994年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「ハートビル法」施行
平成7年(1995年)	「人権教育のための国連10年」(～2004年) 「第4回年世界女性会議」開催 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「人種差別撤廃条約」批准 「高齢者社会対策基本法」施行 「障害者プラン」策定
平成8年(1996年)	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」(地域改善対策協議会意見具申) 「優生保護法」を「母体保護法」に改正 「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年(1997年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「男女共同参画審議会」設置 「アイヌ文化振興法」施行「北海道旧土人保護法」廃止 『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平成11年(1999年)	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行、「エイズ予防法」廃止 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「鹿児島県福祉のまちづくり条例」施行
平成12年(2000年)	「外国人登録法」改正(諮問押捺制度全廃) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行

年 号	内 容
平成12年(2000年)	「ストーカー規制法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「介護保険制度」・「成年後見制度」施行
平成13年(2001年)	「配偶者暴力防止法」施行 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告勝訴 「高齢社会対策大綱」策定
平成14年(2002年)	「プロバイダ責任制限法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者基本計画」策定 「人身取引対策行動計画2014」策定 「鹿児島県男女共同参画推進条例」施行
平成15年(2003年)	「個人情報保護法」施行 「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「出会い系サイト規制法」施行
平成16年(2004年)	国連「人権教育のための世界計画」採択 「性同一性障害者特例法」施行 「障害者基本法」改正 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」策定
平成17年(2005年)	国連「北朝鮮の人権状況に関する決議」採択 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成18年(2006年)	日本「国連人権理事会」理事国に当選 「障がい者自立支援法」施行 「バリアフリー新法」施行 「高齢者虐待の防止法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「拉致問題庁内連絡会議」設置(鹿児島県庁内) 「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」参加(始良市)
平成19年(2007年)	国連「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択 「障がい者の権利条例」署名
平成20年(2008年)	「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択
平成21年(2009年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年インターネット環境整備法」施行

年 号	内 容
平成21年(2009年)	「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(6月22日)制定
平成22年(2010年)	「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「青少年インターネット環境整備法」改正 「始良市安全・安心まちづくり条例」施行
平成23年(2011年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等) 「犯罪被害者等基本計画(第2次)」策定 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立 「障害者基本法」改正
平成24年(2012年)	「障害者虐待防止法」施行 「始良市次世代育成支援対策後期行動計画」策定 「始良市健康増進計画」策定 「始良市障がい者計画及び障がい福祉計画」策定
平成25年(2013年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「障害者総合支援法」施行 「始良市男女共同参画基本計画」策定 「いじめ防止対策推進法」施行 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成26年(2014年)	「配偶者暴力防止法」一部改正施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「リベンジポルノ防止法」施行 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」施行
平成27年(2015年)	「女性活躍推進法」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「生活困窮者自立支援法」施行 「始良市人権教育・啓発基本計画」策定
平成28年(2016年)	「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行 「犯罪被害者等基本計画(第3次)」策定 「再犯防止推進法」施行策定
平成29年(2017年)	「再犯防止推進計画」策定 「青少年インターネット環境整備法」改正
平成30年(2018年)	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定 「第二次始良市男女共同参画基本計画」策定 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「鹿児島県障害者計画(H30～R4)」策定
令和元年(2019年)	在留資格「特定技能」創設

年 号	内 容
令和元年(2019年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「女性活躍推進法」改正 「アイヌ新法」施行 「旧優生保護法一時金支給法」施行 「鹿児島県青少年保護育成条例」改正
令和2年(2020年)	「日本語教育推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」策定 「鹿児島県県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」策定 「かごしま子ども未来プラン2020」策定
令和3年(2021年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正 「始良市第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」策定 「第6期始良市障がい者福祉計画」、「第2期始良市障がい児福祉計画」策定 「鹿児島県第6期障害福祉計画」策定 「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」施行
令和4年(2022年)	「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」施行 「女性活躍推進法」改正 「鹿児島県犯罪被害者等支援計画」策定

人権に関する月間・週間

月	内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自閉症啓発デー(4月2日) ・発達障害者啓発週間 (4月2日～8日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法週間 (5月1日～7日) ・児童福祉週間 (5月5日～11日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等月間 ・HIV検査普及週間 (6月1日～7日) ・人権擁護委員の日 (6月1日) ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 (6月22日) ・国の男女共同参画週間 (6月23日～29日) ・ハンセン病問題を正しく理解する週間 (6月22日を含む日曜日から1週間) ・外国人労働者問題啓発月間
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止啓発月間 ・鹿児島県男女共同参画週間(7月25日～31日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉「子供の人権110番」強化週間(夏休み期間明けの前後) ・人権同和問題啓発強調月間
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援月間 ・高齢者元気・ふれあい推進月間 (9月～10月) ・自殺予防週間 (9月10日～16日) ・老人の日 (9月15日) ・老人週間 (9月15日～21日) ・世界アルツハイマーデー(9月21日)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用支援月間 ・精神保健福祉普及運動 ・国際高齢者デー(10月1日) ・犯罪被害者支援の日 (10月3日)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間 ・女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日) ・女性に対する暴力廃絶のための国際デー (11月25日) ・犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日) ・鹿児島レッドリボン月間(11月16日～12月15日)

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・世界エイズデー（12月1日） ・障害者週間（12月3日～9日） ・国際障害者デー（12月3日） ・人権週間（12月4日～10日） ・人権デー（12月10日） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ月間(2月1日～3月18日)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国際女性デー(3月8日) ・自殺対策強化月間

世界人権宣言

1948年12月10日採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するい

かなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定さ

れるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及

びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行わなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、

国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく解放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目

的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和 22 年 5 月 3 日施行

第 3 章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由

を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

令和4年3月11日施行鹿児島県条例第1号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(差別のない社会づくりに向けた取組)

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以上をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会要綱

平成26年始良市告示第286号

(設置)

第1条 本市における人権教育・啓発基本計画（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定による人権教育・啓発の継続的・長期的に推進するための施策をいう。以下「基本計画」という。）を策定するため、始良市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について、審議及び検討を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から基本計画策定及び基本計画書作成までの期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月28日告示第679号抄）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

始良市人権教育・啓発基本計画

令和5年3月改訂

始良市 市民生活部 男女共同参画課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地

TEL0995-66-3111 FAX0995-66-7112